

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

唐津市は、佐賀県の西北部に位置し、東部は福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里の各市に接し、北部は玄界灘に面した沿岸地域である。地勢は、脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類から成っており、東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成している。

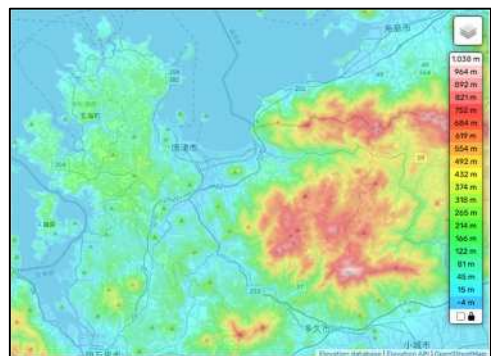
玄界灘沿岸は屈曲に富んだリアス式海岸で、唐津港、呼子港、星賀港といった良港や海水浴に適した砂浜を有している。

市内の河川は、日本の平均的性格を有する一級河川松浦川とその水系である徳須恵川や厳木川、また玉島川とその水系河川などがある。

気候は、日本海型気候区に属し、年平均気温は16℃～17℃であり、過去10年の最高気温の平均は35.7℃、最低気温の平均は-2.3℃であるが、比較的に穏和である。

降水量は年間1,947mm程度で、6月から8月にかけて降水量が多く943mm程度の雨をもたらすが、冬期における降水量は少ない。

唐津東商工会管内は、浜玉・厳木・相知・北波多・七山の5つの区域でほとんどが内陸山間部であるが、浜玉は海岸と標高400Mを超える山間地域といった広域にわたる地域特徴がある。



②想定される災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当会本所が立地する相知地域は、標高が14.06mあるものの、近くに松浦川水系厳木川が流れており、河川氾濫時の水防法規定による洪水浸水想定区域の浸水3m～5mに属している。また北波多地域では徳須恵川流域、また浜玉地域では玉島川の河口付近から上流4キロ付近までの広域エリアが同じ洪水浸水区域に属している。

当市で発生する災害のうち半分以上は大雨によるもので、一日当たりの降雨量100mm以上の大雨が6月～7月の梅雨期に最も多く、次いで8月～9月の台風シーズンが多くなる傾向である。また、地球温暖化による海水温度上昇に起因した線状降水帯の発生頻度が高くなっており、前線停滞と短時間の集中豪雨から内水氾濫に及ぶ危険性が近年では高まっている

(土砂災害：ハザードマップ)

当会本所が位置する地域は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所には該当せず、直接的には土砂災害危険リスクが低い地域である。しかしながら地形的・地質的に不安定な山地丘陵が多く点在する地域でもあり、豪雨等による土石流及び地滑り、急傾斜面の崩壊やがけ崩れ等の生じるおそれがあるところが多く危険性は高い。

令和5年7月、線状降水帯の発生に伴う大雨に見舞われ浜玉町平原地区で土石流が発生。土砂に巻き込まれた住宅や建物被害と3名の犠牲者が出ている。

(地震：J-SHIS)

佐賀県は比較的地震の少ない地域とされているが、県内中央に東西に延びる「佐賀平野北縁断層帯」、福岡県堺付近の「日向峠-小笠木峠断層帯」、また唐津地域には「城山南断層」「竹木場断層」などの複数の活断層が存在している。有明海沿岸の地盤は軟弱なため、地震発生時には揺れが大きくなる可能性があり、過去には1831年の佐賀市付近の地震（M6.1）が起こり家屋全壊の被害が報告されている。また、周辺地域で発生した地震によっても影響を受けることがあり、2005年3月の福岡県西方沖地震（M7.0）や2016年4月の熊本地震（M6.5）によって佐賀県内にも被害が及んでいる。地震ハザードステーションによると、佐賀県内の活断層による大規模地震の発生確率は低いものの、今後30年以内に地震が発生する確率は、震度5強以上の地震が本所（相知町）で9.6%、浜玉支所で22.8%と予測されており油断できない。

(感染症)

季節流行性が高いインフルエンザをはじめ近年ではコロナウイルスが取り沙汰される。特に、新たな変異株の出現はもちろん、今後新たなウイルスなど未知の感染症出現の可能性は高い。これら変異株や新型ウイルスは免疫や症例がないと急速なまん延が予測され、市民への健康被害と地域経済への影響が懸念される。

(その他)

台風が接近する時期は6月から10月が多い。太平洋高気圧の勢力により、その経路が左右されるが、台風の風速は中心から50～150km付近が最も強く、地形などの影響を大きく受けるために中心から離れている場所でも強い風が吹く場合がある。

九州への接近・上陸傾向は比較的高く、佐賀県はもとより唐津市への台風被害も発生している。令和4年9月の台風14号は唐津市に最接近し、最大瞬間風速44.1m/秒の歴代1位を記録。市開設の避難場所には最大753人が避難したが、重傷者2人、市内全域7760戸が停電するといった被災記録がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,056事業者
- ・小規模事業者数 1,001事業者

【内訳】

(令和7年4月1日現在)

		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建 設 業	247	241	域内に広く分布
	製 造 業	131	115	域内に広く分布
	卸 売 業	46	42	域内区に広く分布
	小 売 業	208	201	浜玉町・相知町などの幹線 沿いや人口密集地に多い
	飲食・宿泊業	114	111	
	サービス業	253	238	
	そ の 他	57	53	域内に広く分布
	合 計	1,056	1,001	

(3) これまでの取組

1) 唐津市の取組

- ・唐津市地域防災計画（令和7年12月改定）
- ・防災訓練等の実施（防災パトロール、福祉施設避難訓練等）

- ・地域防災力向上促進事業による自主防災組織の育成等
（自主防災組織の設立数 86：令和 7 年 6 月現在）
- ・企業等との災害時応援協定の締結、70 団体と締結（令和 7 年 8 月現在）
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画（改定中：令和 8 年予定）

2) 唐津東商工会の取組

- ・事業者 B C P や事業継続力強化計画に関する国・県の施策周知及び支援
（佐賀県事業継続力強化事業補助金の申請手続きと事業遂行支援）
- ・関係機関が開催する事業者 B C P セミナー情報の周知と参加促進
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援
（令和 4 年台風 14 号による災害に関する特別相談窓口）
（令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による災害に関する特別相談窓口 等）
- ・各種共済保険制度説明と加入推進
（佐賀県火災共済、全国連共済 等）

II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示され、唐津東商工会では事業継続計画を策定したものの、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ておらず、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が不十分で、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関しての損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にとっては B C P 策定や事業継続力強化への取り組みの意識は低く、周知・啓蒙を行いながら、事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険加入の必要性についても理解を深める必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害と感染症等リスクを理解してもらい、予防と対策の必要性を認識する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識とノウハウの習得。
- ・災害に関しての保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における現状把握と対応を円滑に行うため、唐津東商工会と唐津市との間における被害情報報告ルールを構築し連絡体制を強化する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

唐津東商工会と唐津市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

唐津市「唐津市地域防災計画」や唐津東商工会の「大規模災害対応マニュアル」について本計画と整合性を整理して、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにす

る。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

〔自然災害対応〕

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップやハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について周知する。
- ・会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国、県、市の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

〔感染症対応〕

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

3) 事業継続計画の作成

- ・令和2年12月に、佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に当会事業継続計画を作成。全職員への共有とともに災害に関する知識・ノウハウを習得、平時・緊急時に対応できる体制を構築する。

4) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・唐津東商工会と唐津市で状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、唐津東商工会と唐津市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

〔自然災害対応〕

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（電話だけでなく、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する）。

〔感染症対応〕

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、唐津市における感染症対策本部設置に基づき唐津東商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

〔自然災害対応〕

- ・唐津東商工会と唐津市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身からまず安全確保をし、警報解除後に出勤する など）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

※被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、唐津東商工会と唐津市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	共有頻度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。（必要に応じ頻度を増やす）
2週間～1か月	1日に1回共有する。
1か月～2か月	1週間に1回共有する。
2か月～3ヵ月	2週間に1回共有する。
3か月以降	1か月に1回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

〔感染症対応〕

- ・唐津市新型インフルエンザ対策等行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

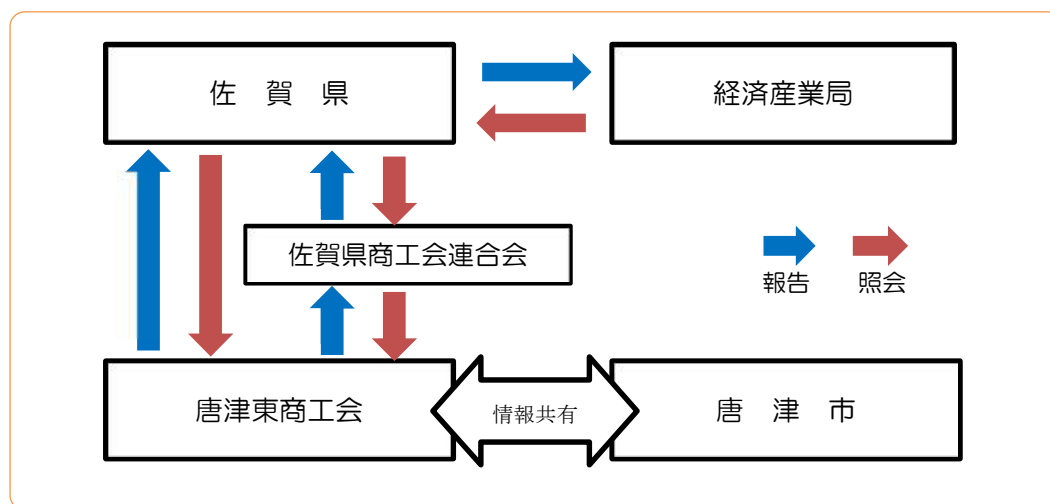
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

〔自然災害対応〕

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う

- ・2次被害を防止するため、唐津東商工会と唐津市で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について決める。
- ・唐津東商工会と唐津市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について予め確認しておく。
- ・唐津東商工会と唐津市が共有した情報を、県の指定する方法にて唐津東商工会又は唐津市より県へ報告する。

- ・感染症流行の際には、国や県等から情報や方針に基づき、唐津東商工会と唐津市が共有した情報を県の指定する方法にて唐津東商工会又は唐津市より県へ報告する。



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、唐津東商工会と唐津市で協議相談を行う。また開設にあたり、県や商工会連合会とも協議を行い、国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大リスク対策が可能で安全性が確保できる、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県など）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・唐津東商工会と唐津市で協議のうえ、国や県、商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
- ・感染症の場合、支援時の対応方法によっては感染拡大の懸念等もあり、オンライン等を活用した支援も検討する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

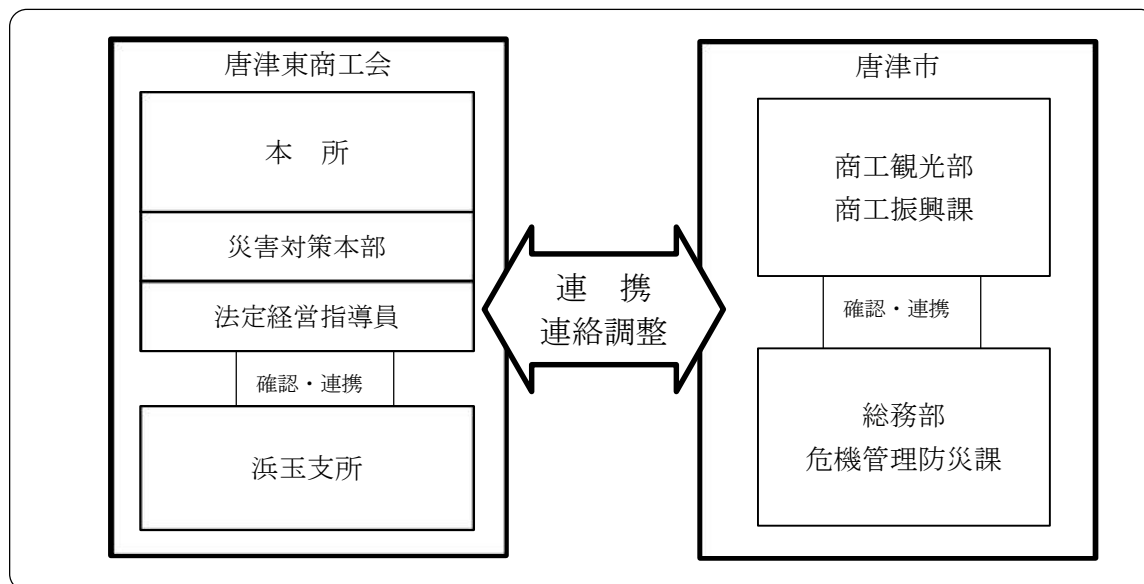
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

- (1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

■■■■■■■■■■ (連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

- ①商工会／商工会議所

唐津東商工会

〒849-3201 佐賀県唐津市相知町相知2044番地10

TEL: 0955-62-2901 / FAX: 0955-62-3709

E-mail: k-higashi@sashoren.or.jp (代表)

- ②関係市町

唐津市役所 商工観光部 商工振興課 総務部 危機管理防災課

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL: 0955-72-9141 / FAX: 0955-72-9182

E-mail: syoukou@city.karatsu.lg.jp (代表)

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	5 5 0	3 5 0	5 5 0	3 5 0	5 5 0
・ 専門家派遣費 (年3回)	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
・ セミナー開催費 (年1回)	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
・ パンフ、チラシ作成費	2 0 0	0	2 0 0	0	2 0 0
・ 防災、感染症対策費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、唐津市補助金、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等